

## 楽天カードタクシー加盟店規約

### 第1条（加盟店）

加盟店とは、本規約を承認のうえ楽天カード株式会社（以下「当社」という。）に加盟を申込み、当社が審査の結果認めた法人又は個人をいいます。なお、当社の審査の結果、加盟店の加盟申込が承認されないことがあっても、加盟店は異議を述べません。

### 第2条（信用販売）

加盟店は、当社の会員が当社の発行するタクシーチケット（以下「チケット」という。）で、会員が営業のために又は営業として乗車した場合、本規約に従い会員に対して正当な商行為に基づき乗車運賃等の信用販売をするものとします。

### 第3条（禁止事項）

- 1.加盟店は、有効なチケットを提示した会員に信用販売の取扱いを拒絶し、または直接現金払いを要求する等チケットの円滑な使用を妨げるような制限を行わないものとします。
- 2.加盟店は、会員に対し現金客と異なる代金を請求するなど会員に不利となる差別的な取扱いを行わないものとします。
- 3.加盟店は下記に該当する不正不健全な行為をしてはならないものとします。
  - (1)二重売上 (2)架空売上 (3)売上代金の水増し (4)過去の売掛代金精算の為の売上 (5)不実記載に申込みによる売上 (6)他人名義による売上 (7)その他不正な方法による売上

### 第4条（信用販売の方法）

- 1.加盟店は、会員からチケットの提示による信用販売の要求があった場合は、チケットの真偽、有効期限、利用日、乗車区間、利用金額を確認の上信用販売するものとします。
- 2.次のチケットは無効とします。
  - (1)有効期限切れのチケット (2)改ざん等正当でないもの (3)記載事項不備のもの (4)チケット記載の利用限度額を超えた利用金額を記載したもの
- 3.利用金額とは、車両に備え付けたメーターの表示額をいい、会員の依頼もしくは了解を得た有料の道路または駐車場を使用した場合には、その料金との合計額とします。また、前項以外の立替、精算金等は一切含まないものとします。
- 4.会員一人当りの信用販売額は、一回の乗車につき3万円以内とします。ただし、金額が1万円以上の場合には複数枚数のチケットを使用するものとします。

### 第5条（請求）

当社の売上締切日は表記の日とし、加盟店はチケットを請求書と共に、信用販売を行った日から原則30日以内に当社に提出するものとします。

### 第6条（代金の支払）

- 1.当社は、会員が加盟店に支払うべきタクシー利用代金等所要資金（以下「所要資金」という。）を本規約の各条項に基づき顧客に代わって加盟店に立替払いするものとします。
- 2.加盟店は当社に対し、表記の加盟店手数料を支払うものとします。なお、支払済の加盟店手数料は、いかなる場合においても返還されないものとします。
- 3.加盟店は当社に対し、当社に支払うべき債務の弁済を怠った場合、支払うべき日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 4.当社は、所要資金から第2項の手数料を差引いた金額（以下「立替金」という。）を表

記の代金支払日（金融機関休業日の場合は翌営業日、ただし、支払日が月末で金融機関休業日の場合は前営業日）に約定の支払方法により加盟店に支払うものとします。

#### **第7条（チケットの返却）**

加盟店が当社に提出したチケットが正当なものでないこと、またはチケットの記載内容が不実不備であること、および本規約に違反していることが判明した場合、当社が加盟店にチケットを返却し、その代金が支払済の場合は当社宛すみやかに返金することに異議ないものとします。

#### **第8条（立替金の支払い保留）**

当社は、以下の各号に掲げる場合（以下「支払留保事由」といいます。）には、遅延損害金が発生することなく加盟店に対する立替金の支払を留保又は拒絶することができるものとします。立替金が支払済みの場合、加盟店は当社から請求があり次第直ちに当該立替金を返還するものとし、当社は、当該立替金を次回以降の加盟店に対する立替金と相殺することができるものとします。また、支払留保事由が解消した場合、当社は、遅延損害金を負担することなく加盟店に当該立替金を支払うものとします。

- (1)加盟店に対する破産・民事再生・会社更生・その他倒産手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき、もしくは加盟店が不渡処分を受ける等加盟店の信用状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるときであり、本条第3号に該当する場合の代金の返還及び第13条2項所定の賠償が行われていない場合
- (2)第10条の紛議により、会員が当社に対するチケット利用分の支払を拒否した場合
- (3)第3条第3項に掲げる事由に該当する場合
- (4) 信用販売を行った日から60日以内にチケット等を当社に提出しない場合

#### **第9条（債権譲渡等の禁止）**

加盟店は、本規約に基づく規約上の地位又は本規約に基づき当社に対して有すべき債権債務を当社の書面による承諾なしに第三者に譲渡、質入等の処分をしません。

#### **第10条（会員との紛議）**

会員のチケット使用により生じた加盟店と会員との紛議は、本規約に相当しない限り、加盟店が一切の責任において加盟店と会員とで解決するものとします。

#### **第11条（届出事項の変更）**

- 1.加盟店は商号、代表者、所在地、電話番号、支払先銀行口座、その他の加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合、直ちに当社所定の書面により届出をなし、当社の承認を得るものとします。
- 2.前項の届出及び承認がないために、当社からの通知又は送付書類、振込金その他が延着又は不到着となっても、通常到着すべきときに到着したものとみなされることに異議ないものとします。

#### **第12条（本規約に定めのない事項、規約の改定）**

- 1.当社において、金融情勢の変動等により必要があると認めた場合は、第10条、及び第11条の支払方法を変更できるものとします。
- 2.当社は本規約を当社所定の方法により加盟店に通知すること又は当社のホームページ上で告知することで改定できるものとします。

#### **第13条（加盟店契約の解約と損害の負担）**

- 1.加盟店もしくは当社が3ヵ月以上の予告期間を持って、書面で加盟店契約の解消を相手

- 方に通知したときは、その期間の経過をもって加盟店契約は消滅するものとします。
2. 次の各号に該当する事由が生じた場合、当社は加盟店に対し、当社に生じた損害の賠償を請求できるものとし、合わせて何ら通知・催告することなく直ちに加盟店契約を解除できるものとします。
    - (1) 加盟店に対する破産・民事再生・会社整理・会社更生・その他倒産手続の申立を受けたとき又は自らこれらの申立をしたとき、もしくは加盟店が手形・小切手を不渡りとした場合、その他当社において加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認めた場合。
    - (2) 加盟店が本規約に違反した場合。
    - (3) 加盟店（代表者を含む。）又は加盟店の従業員が刑事処分を受けた場合。
    - (4) 加盟店の行為が公序良俗に反する等当社が加盟店として不適当と認めた場合。
  3. 加盟店規約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた信用販売は有効とし、当社及び加盟店は当該信用販売を本規約に従い取扱うものとします。ただし、当社及び加盟店間別途合意がある場合はこの限りではありません。
  4. 加盟店は、加盟店契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担と責任において、加盟店が掲載しているすべての当社所定の加盟店標識等を取り外すとともに、当社より交付された売上集計票等の販売関係書類や販売用具等を速やかに当社に返還するものとします。

#### **第 14 条（個人情報、機密情報の保護、管理）**

1. 加盟店は、本規約に基づく信用販売を行う上で知り得た会員番号を含む会員に関する個人情報及び手数料を含む当社の営業上その他の機密情報（以下、これらを総称して「秘密情報」という。）を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、当社の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示、漏洩又は滅失、毀損してはならないものとします。
2. 加盟店及び加盟店から業務の委託を受けた第三者は、秘密情報を信用販売以外の目的で使用してはならないものとします。
3. 加盟店は、秘密情報を第三者に閲覧、改ざん、窃取、破壊されることのないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備及び従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な措置を講じて保管、管理するものとします。
4. 加盟店は、加盟店又は加盟店から業務委託を受けた第三者から秘密情報が漏洩、滅失、毀損等が発生した場合には、直ちに当社にその旨連絡するものとします。
5. 前項の場合、加盟店は自らの責任において漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。なお、この場合、当社は事故の原因究明を調査する機関等を選定できるものとし、加盟店は当社が選定した調査機関等による調査に協力するものとします。
6. 加盟店は前項の調査の結果が判明した後、直ちに再発防止策を策定し、それを実施するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の策定後及び実施後直ちに当社に書面での内容を通知するものとします。
7. 加盟店の責めに帰すべき事由により第 4 項の事故等が生じ、その結果、会員、当社、カード会社等又はその他の第三者に損害が生じた場合には、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。
8. 加盟店が次の各号に該当する場合、当社は、信用販売を一時的に停止することができ、加盟店は当社が停止の解除を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。
  - (1) 加盟店（加盟店の業務委託先を含む。）による秘密情報の目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
  - (2) 加盟店（加盟店の業務委託先を含む。）が秘密情報を漏洩、滅失、毀損等をした場合

(3)加盟店が第13条第2項各号のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合

#### 第15条（業務の委託）

- 1.加盟店は、当社の書面による承諾なく本規約に基づく信用販売に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとします。
- 2.加盟店は当社が業務委託を承諾した場合においても、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するものとします。この場合、加盟店は、業務委託先が委託された情報を第三者に漏洩することがないように、業務委託先が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備及び従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な措置を講じるように指導、監督するものとし、本規約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとします。また、業務委託した第三者が、委託業務に関連して当社に損害を与えた場合、加盟店は業務委託した第三者と連帯して当社の損害を賠償するものとします。
- 3.当社は、本規約に基づく業務の全部又は一部を加盟店の承諾を得ることなく、第三者に委託することに同意するものとします。なお、この場合、当社は、その委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとします。

#### 第16条（情報の収集及び利用等）

1. 加盟店及びその代表者又は当社に加盟店契約の申し込みをした個人・法人及びその代表者（以下これらを総称して「加盟店等」という。）は、加盟申込時における審査、加盟店契約締結後の加盟店調査、本契約上の義務の履行状況及び取引管理・適性についての再審査のため、当社が、保護措置を講じた上、次の各号の情報を取得・保有・利用することに同意する。
  - (1) 加盟申込時又は加盟後に届け出た加盟店の名称、店舗所在地、電話番号等
  - (2) 加盟申込時又は加盟後に届け出た代表者の氏名、生年月日、住所等の個人情報
  - (3) 本規約に基づく取引情報
  - (4) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項
  - (5) 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
  - (6) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
  - (7) 加盟店の事業活動に関し行政機関、消費者団体、報道機関等が公表した事実との内容及び当該内容について当社が調査した内容
  - (8) 当社が加盟を認めなかった場合、その事実及び理由
  - (9) 割賦販売法第35条の3の5及び割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項
  - (10) 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イ又は同3号の規定による調査を行った事実及び事項
  - (11) 個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
  - (12) 会員から当社又はカード会社に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、当社又はカード会社が会員、及びその他の関係者から調査収集した情報
  - (13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）及び当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするものであり本規約末尾又は次のホームページに記載のとおりとする。）等及び加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報

<https://www.rakuten-card.co.jp/merchant/notice/index.html>

- (14) 加盟店信用情報機関から提供を受けた倒産情報等  
(15) インターネット、官報、電話帳、紳士録等その他公開情報から入手した情報
2. 加盟店等は、当社が次の各号の目的のために前項第1号から第3号の情報を利用することに同意するものとする。
- (1) 当社のクレジットカード等関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス  
(2) 当社のクレジットカード等関連事業における市場調査・商品開発（取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告に利用することを含む。）  
(3) 当社のクレジットカード等関連事業における宣伝物・印刷物・メールの送付等の営業案内  
(4) 第三者（提供する旨の同意を得た提供先に限る。ただし次項の共同利用者を含む。）への提供（取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供することを含む。）。
3. 加盟店等は、当社が、以下に定める共同利用者との間で、次の目的で第1項の情報（以下「加盟店契約情報」という。）を共同して利用することに同意する。なお、加盟店契約情報の管理について責任を有する者は、当社（代表者：穂坂雅之）とする。

（共同利用者）

楽天グループ株式会社並びにその子会社及び関連会社

（利用目的）

- (1) 共同利用者のインターネットを利用したサービスに関する、宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため  
(2) 共同利用者のインターネット付随サービス業に関する、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査・商品開発、及び宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため
4. 加盟店は、当社が、第三者（楽天グループ及び当社と契約を締結した提携会社。）から受託した加盟店等の個人情報を、次の目的で当社が管理する加盟店契約情報と突合・分析して利用することに同意するものとする。

（利用目的）

- (1) 加盟店等に関する広告識別子等の個人情報を第三者より受託し、当社が管理する広告識別子及びその他の加盟店契約情報と突合・分析することで、より加盟店等にカスタマイズした広告配信を行うため  
(2) 第三者から受託した加盟店等の個人情報を当社が管理する加盟店契約情報と突合・分析し、当該第三者によるマーケティングやサービス改善・開発等の目的のために、加盟店等を特定できないような形式の情報に加工したうえで、当該第三者に提供するため
5. 加盟店等は、当社が、当社が管理する加盟店契約情報を、加盟店等に対しよりカスタマイズした広告配信の依頼を行う目的で、第三者（当社と契約を締結した広告配信サービスを提供する提携会社（楽天グループを含む。）。）に提供し、当該第三者が管理する広告識別子及びその他の個人情報と突合・分析することに同意するものとする。

## 第17条（加盟店信用情報機関の利用及び登録）

1. 加盟店等は、前条第1項各号に掲げる情報のうち個人情報を、当社又はカード会社がそれぞれ利用、登録する加盟店信用情報機関に対して提供すること、及び加盟店信用情報機関において次の各号の目的で利用されることについて次のとおり同意する。

- (1) 加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のために、当社又はカード会社が加盟する加盟店信用情報機関に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること
  - (2) 加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報（以下「登録加盟店情報」という。）が、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のためにこれを利用すること
  - (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理、並びに登録加盟店情報の正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること
2. 加盟店の代表者は、他の経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関の登録加盟店情報のうち個人情報に登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項第2号の目的で共同利用することに同意する。
  3. 加盟店等は、登録加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、前二項と同様に取扱うことに同意する。
  4. 当社が加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾又は前条第1項記載のホームページに記載のとおりとする。なお、当社が新たに加盟店信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、又は前条第1項記載のホームページに記載するものとする。

#### 第18条（登録加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 加盟店等は、当社及び加盟店信用情報機関に、それぞれが保有する加盟店等自身に関する情報を次の各号に定める区分に応じ、開示するよう請求することができるものとする。
  - (1) 当社に対する開示請求先：（092）303-5535（平日9：30-17：30）
  - (2) 加盟店信用情報機関に対する開示請求：末尾記載の加盟店信用情報機関
2. 万一、加盟店信用情報機関が保有する加盟店等に関する情報の内容が事実でないことが判明した場合、当社は速やかに訂正・削除等の措置を取るものとする。なお、加盟店信用情報機関に登録されている内容が事実でないことが判明した場合には、直接加盟店信用情報機関に問い合わせるものとする。

#### 第19条（調査協力）

1. 加盟店は、当社から加盟店の業務内容、顧客の利用状況、及び苦情に関する体制等について調査の協力・報告を求められた場合、すみやかにその調査に協力するものとし、求められた日から遅くとも14日以内に資料を添付のうえ、書面により報告するものとします。
2. 当社が加盟店に対し、前項の調査に基づいてチケットの不正利用や苦情処理等について協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとします。

#### 第20条（商標等の使用）

加盟店は、本規約に基づく信用販売に係る取引の拡大のための販促活動において、その出版物、販促物等に当社又は当社の指定する商号・商標・サービスマーク等を使用する場合は、当社に事前の承諾を得なければならないものとします。

#### 第21条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（関係会社の役員、従業員を含む。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、

社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1)暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5)その他上記(1)～(4)に準ずる行為
- 3.当社は、加盟店が前2項に定める事項に反すると判断した場合は、加盟店に対して当該事項に関する報告を求めることができ、この場合加盟店は、当社に対して、当社が報告を求めた日から1週間以内に報告書を提出しなければならないものとします。
- 4.当社は、加盟店が第1項又は第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく信用販売を一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。
- 5.加盟店が第1項若しくは第2項に違反したことが判明した場合、又は、第3項の調査等に応じない場合若しくは虚偽の回答をした場合には、加盟店に対する催告をすることなく直ちに本契約を解除でき、加盟店は当社に対する一切に未払債務を直ちに支払うものとします。
- 6.前項の規定の適用により、当社に損害が生じた場合には、加盟店は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用より、加盟店に損害が生じた場合には、加盟店は当該損害について当社に請求をしないものとします。

## 第22条（表明保証）

- 1.加盟店は、当社に対して、本契約の申込みをする時点において、消費者契約法に基づき消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと及び直近5年間に民事訴訟において当該行為を理由とする敗訴判決を受けたことがないことのいずれも真実であることを表明し保証するものとします。
- 2.加盟店は、前項で表明保証した内容が真実に反すること、もしくはそのおそれがあることが判明した場合、本契約の成立前後を問わず、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。

## 第23条（合意管轄裁判所）

加盟店は、当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを承諾します。

■当社が加盟する加盟店信用情報機関

名称：一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）

住所：〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル

電話番号：03-5643-0011（代表）

受付時間：月～金曜日 午前10時～午後5時（年末年始等を除く。）

(1)共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とする。

(2)共同利用する情報の内容

- ①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
- ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由
- ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由
- ⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- ⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）
- ⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- ⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報
- ⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

(3)保有される期間

上記（2）の情報は、登録日（③及び⑦にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了



又は契約解除の登録日) から 5 年を超えない期間保有される。

(4)加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及び JDM センター

※JDM 会員は、協会のホームページに掲載。 <https://www.j-credit.or.jp/>

(5)制度に関する問い合わせ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関する問い合わせ及び開示の手続きについては、下記 (6) JDM センターまで申し出るものとする。

(6)運用責任者

・一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (JDM センター)

住 所 : 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル

代表理事: 松井 哲夫

電話番号: 03-5643-0011 (代表)